

事務事業名		後期高齢者保健事業		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業					
政策体系	政策名	安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間		予算科目					
	施策名	生涯にわたる健康づくりの推進		年度～		会計	款	項	目	事業	
	基本事業名	健康診査体制の充実				01	04	01	01	34	
根拠法令		高齢者の医療の確保に関する法律				事務事業区分					
所属	部課名	生活福祉部健康推進課		A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)							
	課長名	近江信敏									
	係名	成人保健係	電話						0192-27-1581		
	担当者	木村由佳	内線						—		
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						全体計画(※期間限定複数年度のみ)					
①後期高齢者の生活習慣病を早期に発見して、重症化の予防を図る。 ※施設入所者、長期入院中の者、生活習慣病で既に治療中の者などは、健診対象から除かれる。 ②具体的な業務は次のとおり ・健康診査の案内・健康診査業務の委託・健康診査の実施・受診者への健康診査結果の通知 ③事業費は、主に健康診査業務の委託料に支出される。						総 投 入 量 (千 円)	国庫支出金				
							都道府県支出金				
							地方債				
							その他				
							一般財源				
							事業費計(A)	0			
						正規職員従事人数					
						延べ業務時間					
						人件費計(B)	0				
						トータルコスト(A)+(B)	0				

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

後期高齢者健康診査業務を岩手県予防医学協会に委託し、健康診査を実施した。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

前年度と同様

② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等

後期高齢者医療被保険者

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

後期高齢者の生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防する

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

後期高齢者が健康を保持し、後期高齢者医療制度の健全な運営が行われる

(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 健康診査委託料	千円
イ	
ウ	

(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 后期高齢者医療被保険者	人
キ	
ク	
サ 健康診査受診率 (受診者数/被保険者 - 受診対象外者)	%
シ	
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

事業費 投入量	年度 単位	27年度(実績)		28年度(実績)		29年度(実績)		30年度(実績)		元年度(目標)		2年度(目標)	
		国庫支出金 千円	都道府県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	事業費計(A) 千円	7,817	7,759	8,961	9,289	9,289	9,289
人 件 費	正規職員従事人数	人	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	延べ業務時間	時間	150	150	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	人件費計(B)	千円	600	600	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	トータルコスト(A)+(B)	千円	8,417	8,359	9,361	9,689	9,689	9,689	9,689	9,689	9,689	9,689	9,689
⑤活動指標	ア	千円		6,995		9,008		9,228		9,228		9,228	
	イ												
	ウ												
⑥対象指標	カ	人	7,074	7,225	7,355	7,532	7,355	7,355	7,355	7,355	7,355	7,355	7,355
	キ												
	ク												
⑦成果指標	サ	%	35.22	31.83	40.48	44.2	44.2	44.2	44.2	44.2	44.2	44.2	44.2
	シ												
	ス												

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

高齢者の医療の確保に関する法律では、後期高齢者医療広域連合が保健事業を行うよう努めると規定されており、岩手県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者健康診査を実施することを後期高齢者医療に関する条例(平成19年11月20日施行)で定めた。同条例に基づき、広域連合と県内市町村は、共同で健康診査を実施する協定を平成20年4月1日付けで締結した。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

岩手県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者検診事業実施要綱と後期高齢者検診事業費補助金交付要綱を平成20年3月1日付けで施行し、健診は市町村が実施主体となるとともに、広域連合は市町村が負担した検診費用に対し補助することが規定された。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

特になし

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】
	この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつかず、意図することが結果に結びついているか？	健康診査により生活習慣病を早期発見し、重症化の予防を図ることで医療費が抑制され、後期高齢者医療制度の健全な運営が推進される。	
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】
有効性評価	なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	後期高齢者の医療に係る費用の12分の1は市が負担しており、医療費の抑制につながる健康診査事業を市が行うことは妥当である。	
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】
効率性評価	対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	後期高齢者以外の市民は、それぞれが加入している健康保険の保険者が健康診査を実施することから対象・意図は妥当である。	
	④ 成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】	<input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】
公平性評価	成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	平成22年度は健康診査の検査項目に心電図を加えたほか、休日に検診日を設けた。また、平成29年度からは、血清クレアチニン検査を全員実施するなどの工夫によって受診者が年々増加しており、今後も受診しやすい環境づくりや広報、対象外者の把握などにより成果の向上が見込まれる。	
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】
効率性評価	事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	岩手県後期高齢者医療広域連合が実施主体となって健康診査事業を行うことは困難であり、廃止はできない。	
	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】
公平性評価	成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	岩手県後期高齢者医療広域連合が定めた要綱に基づいて業務を委託しており、削減の余地はない。	
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】
公平性評価	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託できないか？(アウトソーシングなど)	健康診査により生活習慣病を早期発見し、重症化の予防を図ることで医療費が抑制され、後期高齢者医療制度の健全な運営が推進される。	
	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】
公平性評価	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	受診者から一律同額の一部負担金を徴収しており、費用負担は適正である。	

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

- 1 現状維持
 - 2 改革改善(縮小・統合含む)
 - 3 終了・廃止・休止
- 

(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

- ① 受診会場等にポスターを掲示する
- ② 健康づくり推進員による受診勧奨
- ③ 高齢者が受診しやすい会場を選定
- ④ 生活習慣病で既に治療中の方から連絡をもらい、対象者から除外する
- ⑤ 他のがん検診と同時開催にし、受診者の利便性を図る。

(2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。
(終了・廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト			
		削減	維持	増加	
成績	向上			●	
					X
維持				X	X
低下				X	X

4 課長等意見

(1) 今後の方向性

- 1 現状維持
- 2 改革改善(縮小・統合含む)
- 3 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

対象住民への啓発の拡充や受診体制の整備等により、受診率の向上が期待できる。